

基金情報

No. 112

平成23年5月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成23年度・主要事業概況

事項	4月末数	対前月増減数	事項	4月末数(累計)	
事業所数(件)	232	0	年金掛金	調定額(円) 1,880,722,412	
加入員数(人)	男子	4,463	-255	収納額(円) 1,864,680,752	
	女子	2,178	54	収納率 99.15%	
	計	6,641	-201	事務費掛金調定額(円) 76,490,838	
平均標準給与月額(円)	男子	338,777	2,808	資産運用	信託資産額(時価) 250億5,740万円
	女子	226,323	-675	修正総合利回り	0.27%
	計	301,896	-244	ベンチマーク差	0.09%
受給者数(人)	6,257	16	慶弔金の支給件数・金額	4件4万円	
平均年金額(円)	512,056	551	年金相談件数	73件	

事業主
事務担当者
の皆さまへ

7月は「算定基礎届」の提出月です
～早期ご提出にご協力下さい～

厚生年金保険や健康保険、厚生年金基金では、被保険者(加入員)の方が実際に受ける報酬と標準報酬月額に大きな差が生じないように、毎年7月に見直しを行っております。(見直し後の標準報酬月額は9月に決定され翌年8月まで(または月額変更等がされるまで)の間使用されます)これを「定時決定」と言い、その際にご提出頂く届書が「報酬月額算定基礎届」です。

【提出期限】

算定基礎届は7月1日～7月11日までの間(または指定された日にち)に年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金へご提出頂くことになっております。

■届出対象者■

算定基礎届は7月1日現在の全被保険者(加入員)の方が提出対象です。(一部対象外の方もいます)

対象者	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 5月31日までに資格取得し7月1日現在在職中の方 ◇ 7月1日以降に退職される方(資格喪失日7月2日以降の方) ◇ 休職中・欠勤中・海外駐在中の方 ※休職には育児休業・介護休業も含まれます 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 6月1日以降に資格取得された方 ◇ 6月30日以前に退職された方(資格喪失日7月1日以前の方) ◇ 7・8・9月のいずれかの月に月額変更、もしくは育児休業終了時報酬月額変更届に該当される方

◆70歳以上の被用者の届出について◆

以下の要件に該当される70歳以上の被用者の方は年金事務所へ「70歳以上被用者算定基礎届・月額変更・賞与支払届」の提出が必要です。

- ①昭和12年4月2日以降生まれで70歳以上の人
- ②厚生年金保険の適用事業所にお勤めで勤務時間・日数とも一般社員の概ね4分の3以上の人
- ③過去に厚生年金保険の被保険者期間がある人

■報酬月額の計算方法■

4・5・6月の各月に実際に支払われた報酬の平均額です。たとえば3月分の給与が4月に支払われた場合、算定基礎届の4月欄に記入する報酬は3月分の給与となり、支払基礎日数も3月分の稼働日数となります。

■支払い基礎日数■

◆給与計算の対象となる日数が支払基礎日数です◆

・月給制・週給制の場合、給与計算の基礎は暦日になり休日や有給休暇も含まれるため、出勤日数に関係なく暦日数が支払基礎日数になります。(ただし、欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則、給与規定等にもとづき事業所が定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数となります。)

・日給制の場合の支払基礎日数は出勤日数になります。

◆17日未満の月は対象外◆

支払基礎日数17日未満の月は、報酬が通常の月に比べかけはなれることがあるため計算対象から除外されます。たとえば、4月の支払基礎日数が30日で5月と6月の支払基礎日数が17日未満の場合、4月の1ヶ月だけで算定することになります。

※ただしパートタイマーなど短時間就労者についての算定方法は以下のように異なります。

■短時間就労者の算定■

- ① 4・5・6月の3ヶ月のうち支払基礎日数が17日以上の月がある場合には17日以上の月の標準報酬月額の平均により算定
- ② 4・5・6月の3ヶ月の支払基礎日数がいずれも17日未満の場合には3ヶ月のうち15日以上17日未満の月の標準報酬月額の平均により算定
- ③ 4・5・6月の3ヶ月の支払基礎日数がいずれも15日未満の場合には従前の標準報酬月額をもって当該年度の標準報酬月額とします

平成23年4月1日施行

著しく不当な場合の「保険者算定」について

算定対象月である4・5・6月の3ヶ月に受けた報酬の平均が、前年の7月～当年6月までの間に受けた報酬の平均と2等級以上の差が生じた場合であって、その差が業務の性質上、例年発生することが見込まれ、通常の算定方法を行うことが著しく不当であると認められる場合は、「保険者算定」とし過去1年間の平均によって9月の定時決定の額を算出できるようになりました。

※この保険者算定を行う際には、下記の手続きが必要になります。

■保険者算定の手続きについて■

- ① 被保険者(加入員)が保険者算定の要件に該当すると考えられる理由を記載した「申立書」を算定基礎届に添付すること
- ② 該当の被保険者(加入員)から、保険者算定を申し立てることに関する「同意書」を受け取り、①の「申立書」と併せて算定基礎届に添付すること
- ③ 被保険者(加入員)が保険者算定に該当することが確認できるよう、前年7月～当年6月の報酬額等を記載した書類を①「申立書」②「同意書」と併せて算定基礎届に添付すること

■算定基礎届等送付日程■(6月17日発送予定)

- ・手書き作成の事業所(基本事項を印字した届書を送付)
- ・エクセルデータ入力の場合(加入員データをFDまたはメールにて送付)

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。

詳しくは当基金までお問合せください。

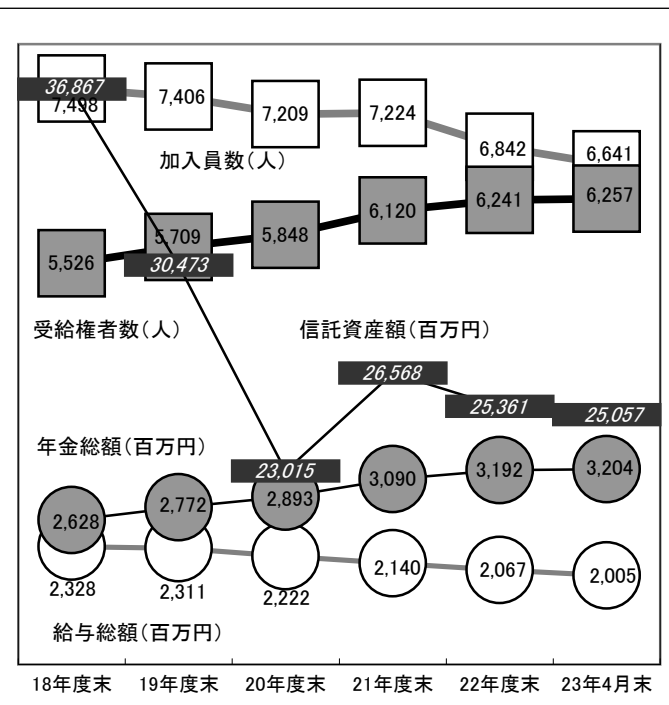
*** 5月分の掛金納入期限は、平成23年6月30日となりますので、ご協力お願いいたします。**

6月の予定

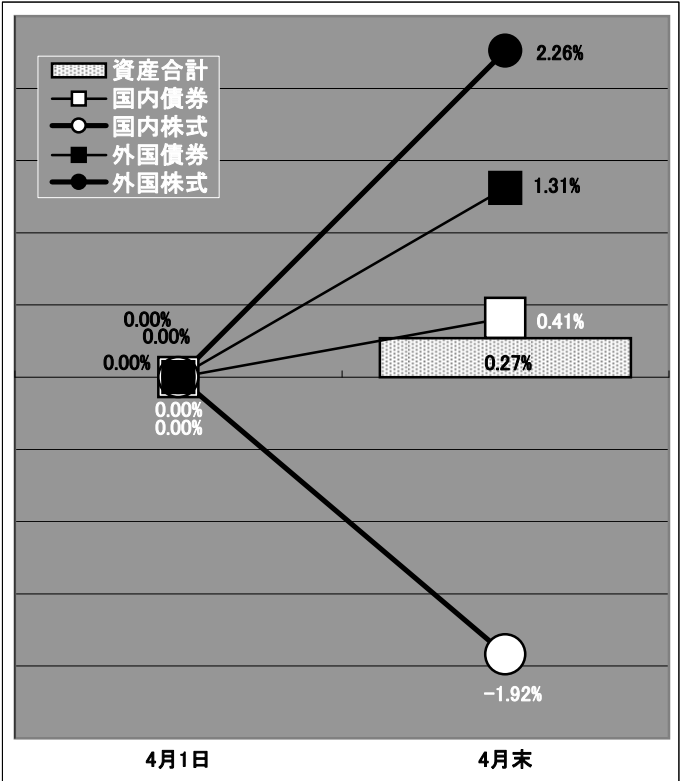
- 15日 告知書(5月分)発送
- 17日 基本事項打ち出し事業所算定基礎届送付
エクセル処理事業所加入員データ送付

※6月分の適用関係書類の〆切は7月7日です。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成23年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

設立事業所の異動(規約変更関係等)・4月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	西精機(株)	半田実氏	H23.4.1